

平成 30 年度 国分寺市障害者基幹相談支援センター
 事業計画

1. 全体の取組と目標

基幹相談支援センターは、平成 30 年度から新たな施設に移動し、指定管理事業から離れ、市の委託事業としてスタートをすることになった。新たな施設での事業の開始は 6 月からとなるが、4 月から委託事業として市との関係を確立し、必要なマニュアル等の整備を早急に行う。

今年度相談支援専門員への個別訪問を新たに始めるが、基幹相談支援センターは相談支援専門員の拠りどころとして、課題整理、情報提供のほか、スーパーバイズにも力を入れていく。

また、関係者と顔が見える関係が、その次の担当者にも引き継がれていく強いネットワークを作っていく。基幹相談支援センター職員は、4 月からは 5 人体制となる。現在、それぞれの職員が力を発揮し、業務を遂行している。今後も職員が、自分の意見を自由に発言し、お互いを尊重し合える関係を維持し、運営していく。その中で新しい研修企画も関係者の意見を広く取り入れ、有効な研修となるよう取り組み、積み重ねていく。

2. 個別事業の取組

事業名	取組・達成目標
(1)総合相談 (実践研究)	本人や家族からの相談よりも関係者からの相談が圧倒的に多い。障害当事者だけでなく家族全体に課題がある複雑なケースで、行政・介護保険・司法・病院・教育等、多職種・多分野の関係者との連携なくして課題解決には至らない。高齢世帯で障害者が発見されるケースや、既に支援者が入っているが、うまく連携できないケース等、基幹が課題整理をしたり、現在入っている関係者の後方支援をしたりすることで支援の新たな切り口を見出している。入った相談は一旦受け止め、必要などころに繋ぐことや、一緒に解決への関わりを行うことで、今あるネットワークを再編・強化・拡大に繋げていく。 これまで明確にならなかった総合相談における基幹相談支援センターの役割が実践研究を継続して行うことで、事例と数字の双方から説明ができるようになった。今年度も継続して行い、外部からの視察（新たに基幹を設置しようとしている他市）に対しても、視覚的資料（パワーポイント・冊子）を用い、数字で量的な説明と事例で具体的支援について説明できる資料と原稿を作成する。
(2)人材育成	
①新人研修	新人相談支援専門員向けの研修 1 回と事業所訪問を 1 回行う。新人研修は、市内の相談支援専門員歴 3 年以内の職員を対象とし、市内の社会資源やサービス支給決定基準・障害福祉計画・自立支援協議会等について共通の認識をもってもらう。
②個別 SV	個別事例 SV は、市内の相談支援専門員がもつ困難事例について 1 例ずつ関係者を対象に、課題解決のための SV を行う専門家（弁護士・医師等）を招いて 1 回

<p>③事例勉強会</p>	<p>1時間～2時間（計10時間）程度を実施する予定である。</p> <p>事例勉強会は、これまで同様、相談支援専門員同士がいろいろな意見を言い合える場として、事例を持ち寄り勉強する場を提供する。その際、サービス報酬改定等、相談支援専門員として必要な知識を行政と一緒に学ぶ時間としての開催も、必要に応じて検討する。</p>
<p>(3)ネットワークづくり</p> <p>①「地域移行」</p> <p>②「介護保険」</p> <p>③「児童」</p>	<p>テーマ①「地域移行」②「介護保険」③「児童」で年3回の研修会を実施する。</p> <p>①平成29年度同様、精神科病院への呼びかけ、新しく変わる体制整備事業について共に学ぶ。東京都から講師を招き、行政と一緒に学ぶ。</p> <p>②平成29年度同様、ケアマネ連絡会とコラボ開催を検討する。それぞれの立場の理解を進めるため「アセスメント」をテーマに研修する。</p> <p>③放課後デイサービス・児童発達支援事業所との情報交換会を開催し顔の見える関係を作っていく。それに先駆けて、教育委員会とこどもの発達支援センターつくしんぼとの共催の「平成30年度新1年制のための特別支援教育説明会」の情報を相談支援事業者提供し共に学ぶ。</p>
<p>(4)自立支援協議会</p>	<p>市と共に全体会・相談支援部会・就労支援部会・精神保健福祉部会の事務局運営とワーキンググループの補助、ニューズレターの発行年2回を行う。業務は市から随時、申し送りを受ける。</p>
<p>(5)地域移行・地域定着</p>	<p>精神科病院からの相談には随時対応していく。グループホームの暮らし体験や一人暮らしに向けての練習が必要な方へ、万葉の里のショートステイ（新規事業）の利用も地域連携の一つとして利用していく。</p> <p>地域の受け皿を1か所だけで完結せず、複数の手がセーフティネットとして広げられるネットワークが組めるよう自立支援協議会（精神保健福祉部会）にも報告・情報共有していく。</p>
<p>(6)虐待防止・権利擁護</p>	<p>支援者向け研修で、サービス提供事業者に対し、権利擁護・障害者虐待防止法について広く声をかけていく。</p> <p>虐待の通報は、疑いの段階から全て虐待防止センターへ通報する。</p> <p>新しいパンフレットを年度内に作成し、各事業に配布しながら、地域課題や相談支援専門員が抱える課題について聞き取りを行う。</p> <p>研修に参加した事業所に対するメリットとして、事業所の虐待防止に対する意識の高さを視覚的に市民にアピールできる参加証の発行などを市と検討する。</p> <p>各事業所からあげていただいた声は、地域課題の一つとして自立支援協議会でも必要なことは報告して共通の理解を深めていく。</p>
<p>(7)職員育成</p>	<p>業務の改善や新たな挑戦を積極的に進める風土ができつつある。新人職員が新たに1名加わる。新人職員が直ぐ業務に取り掛かれるようにマニュアルを整備していく。</p>